

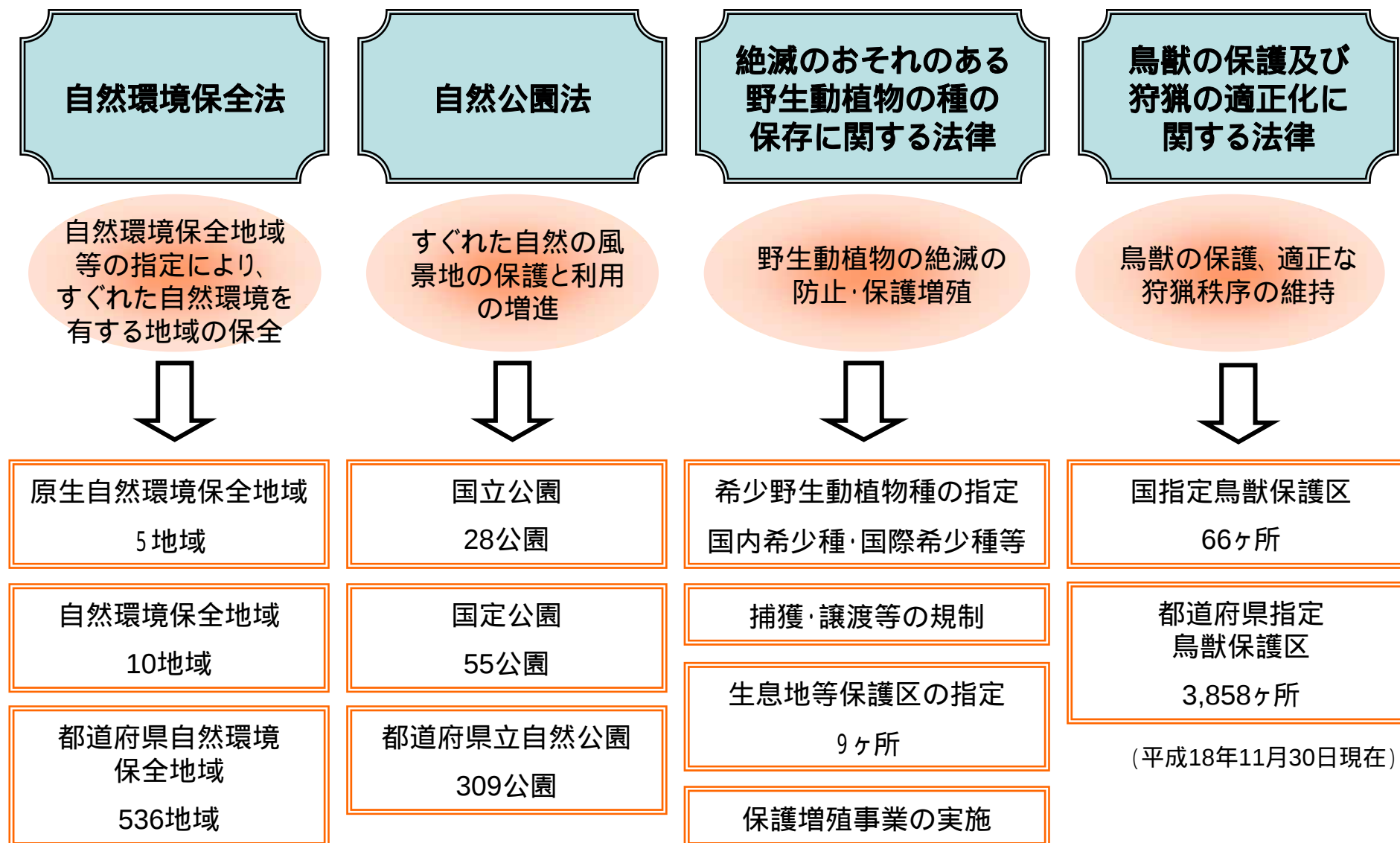
# 自然環境保全に関する施策の状況

～ 風力発電施設建設に関わるものを中心に～

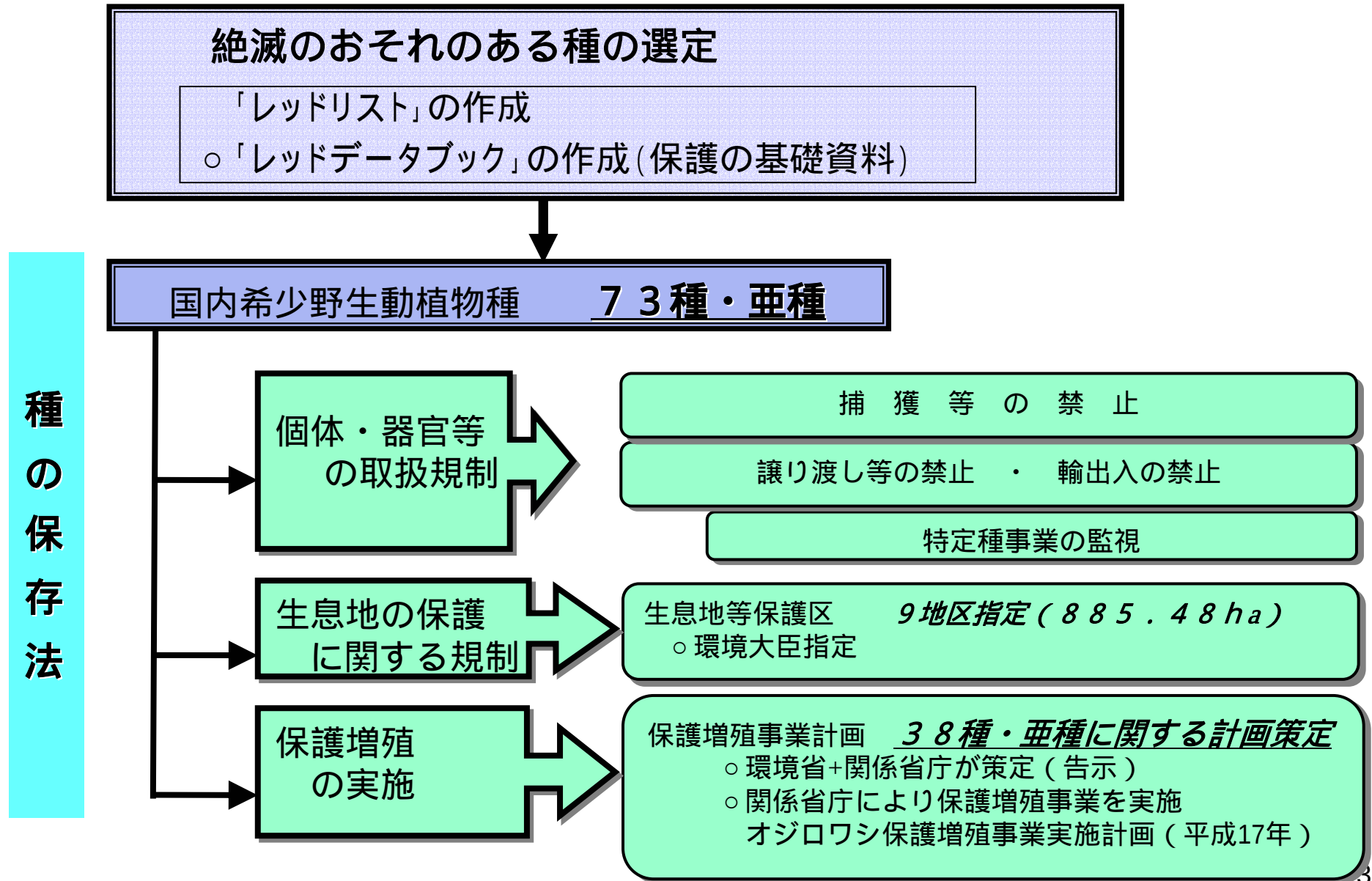


平成19年3月  
環境省自然環境局

# 自然環境保全に関する主な施策の概要



# 絶滅のおそれのある野生生物の保全施策の概略



# 風力発電施設整備に係る懸念事項

- 風力発電施設の整備にあたり、以下のような地域については、特に、バードストライク等による野生生物の生息への影響が懸念される

## 1. 希少種生息域

問題例

- 計画地周辺にイヌワシ、クマタカ、オジロワシ等、希少な猛禽類が生息。

## 2. 鳥類の渡りルート

問題例

- 計画地が、サシバ、ハチクマ等、季節的な渡りをする鳥類の渡りが集中するルートと重複。

## 3. 鳥類の飛行ルート

問題例

- 計画地が、渡り鳥のねぐらとエサ場を往復するルートと重複。

## バードストライクの可能性が高いオジロワシ死亡事例(事故発生場所)



<発見日>

<市 町 村>

平成16年 2 月 5 日

苦前町

平成16年 3 月15日

苦前町

平成16年12月10日

根室市

平成17年12月19日

石 狩 市

平成18年 4 月13日

苦前町

平成18年 6 月 8 日

幌延町

平成19年 1 月25日

苦前町

# オジロワシ

## <生息状況>

- ロシア極東で繁殖した個体が渡来し、北海道や本州北部で越冬する。
- 国内では北海道の海岸や湖沼周辺で繁殖する。北海道の営巣地はやや増加傾向にあるが、繁殖は必ずしも安定していない。
- 確認されている北海道の営巣地は56ヶ所。(1999年現在)  
冬期北海道と本州北部で越冬するオジロワシは550～850羽。
- 体長 オス80cm、メス94cm、 翼開長 メス220cm。

## <法指定状況>

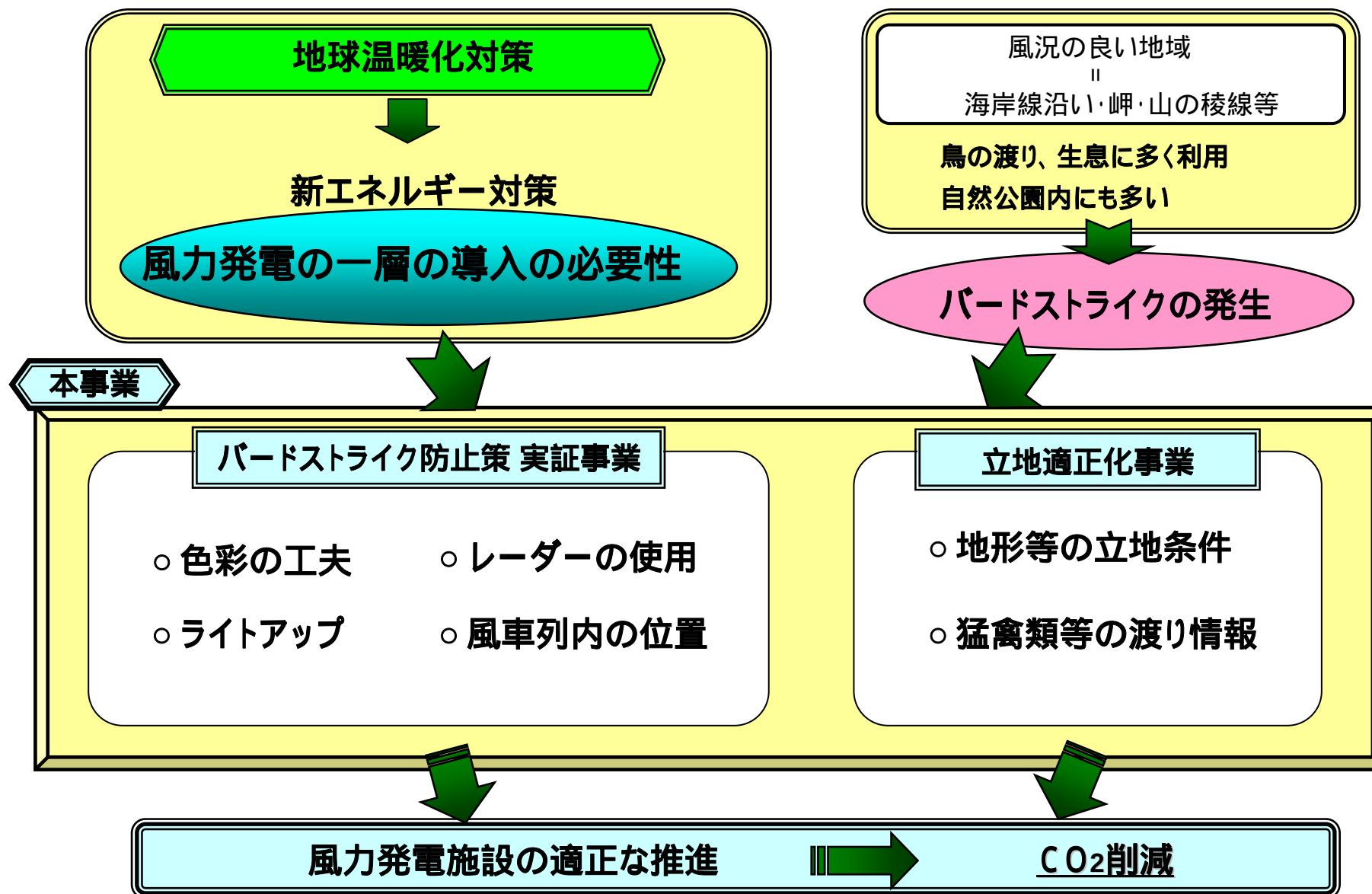
- 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく「国内希少野生動植物種」
- 環境省が作成するレッドリストにおいて、絶滅危惧ⅡB類\*に該当  
\*近い将来における絶滅の危険性が高い種
- 文化財保護法に基づく「天然記念物」

オジロワシの死亡個体



©猛禽類医学研究所

# 風力発電施設に係る適正整備推進事業



# 自然公園とは

- 自然公園法に基づき、「**優れた自然風景地を保護**するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的」として指定される地域制公園。
- 戦前より**国土の自然景観の核心地域**として機能。また、**観光の核**として年間約7億人が利用。
- 我が国の国土における**生物多様性保全の屋台骨としての役割**も重視。
- **国土面積の約9%**に過ぎず、拡充が求められている。

|            | 国立公園                  | 国定公園              |
|------------|-----------------------|-------------------|
| 要件         | わが国の風景を代表する傑出した自然の風景地 | 国立公園に準ずる優れた自然の風景地 |
| 管理主体       | 環境大臣                  | 都道府県知事            |
| 箇所数        | 28                    | 55                |
| 面積         | 2,067,855ha           | 1,344,499ha       |
| 国土面積に占める割合 | <b>5.5 %</b>          | <b>3.6 %</b>      |

(箇所数・面積は平成19年3月末時点)



# 国立・国定公園における風力発電施設の取扱

- 平成15年度に専門家から成る検討会を設置し、国立・国定公園内における風力発電施設のあり方を議論。
- 結果を踏まえ、**自然公園法施行規則を改正**し、特別地域内における風力発電施設設置に関する審査基準を追加。**平成16年4月より施行**している。

- 平成15年 8 月 国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する  
**検討会の開催**。主要な論点の整理・検討
- 平成16年 2 月 パブリックコメントを経て、「**基本的考え方**」をとりまとめ



平成16年 4 月

## 自然公園法施行規則の改正（審査基準の追加）

### 特別地域

国立公園では環境大臣、国定公園では都道府県知事の許可が必要。（国定公園であっても、高さが50mを超える場合は環境大臣の同意が必要。）

- 特別保護地区、第1種特別地域、海中公園地区等ではないこと。
- 展望・眺望の著しい妨げにならないこと。
- 撤去の計画があり、撤去後に跡地の整理を適切に行うものであること。
- 野生動植物の生息・生育に重大な支障を及ぼさないこと。 等

### 普通地域

高さ30mを超えるものについて、環境大臣／都道府県知事への届出が必要。

- 特別地域等と同様の項目について審査し、風景を保護するために必要な限度において、行為の禁止・制限等を命ずることが可能。

## 国立・国定公園における新エネルギー導入の取組

- 国立・国定公園の自然環境・景観を保全しつつ、地球温暖化対策にも資するため、ビジターセンター等の直轄施設において、原則としてソーラー発電パネルを設置する等、積極的な取組を実施中。
- 今後、公園内において小型風力発電、ソーラー発電、バイオマス発電、小型水力発電等の新エネルギー導入の推進を検討。



上高地インフォメーションセンター  
(中部山岳国立公園 第2種特別地域内)



仙丈避難小屋  
(南アルプス国立公園 特別保護地区内)